

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業に関する質問・回答(事業契約書(案))

No	資料名	頁	条	項	号	項目名	質問事項	回答	備考
3	事業契約書(案)	5	9	2		契約保証金	契約保証金の額について、「…当該本件工事の工事目的物に係る施設整備費の10分の1以上…」との記載がありますが、本件工事のうち引渡しが完了していない工事目的物に係る施設整備費の10分の1以上と理解してよろしいでしょうか。	整備協定を単位として契約保証金又は保険金額等を納付し、協定完了後に還付します。	6月20日公表
15	事業契約書(案)	32	45	3	6	バイオガス利活用事業及び提案付帯事業	施設の賃料、事業用地の地代は別途定めるとされていますが、事業計画に必要であるため、ご教示いただけますようお願いいたします。	提案付帯事業に係る施設の賃料、事業用地の地代相当額については、252円/m <sup>2</sup> /年として提案してください。ただし、この価格は平成26年6月現在の価格です。事業契約締結時は再計算の上、実際の価格を確定するものとします。また、落札者決定後に県との協議が整わない等、提案付帯事業が実施できない場合にも、汚泥処理事業及びバイオガス利活用事業に問題が生じないように提案してください。問題が生じた場合は提案者のリスクとします。 なお、提案付帯事業収入の10%の県への分配金から、施設の賃料、事業用地の地代相当額を控除することとします。ただし、提案付帯事業収入の10%が、施設の賃料、事業用地の地代相当額に満たない場合は、県への分配金は0円となり、施設の賃料、事業用地の地代相当分を納めるものとします。	6月27日公表
39	事業契約書(案)	69	別紙5	2	(2)	普通火災保険	普通火災保険の対象施設は「バイオガス利活用施設」との記載がありますが、汚泥処理施設への普通火災保険の付保は不要との理解でよろしいでしょうか。	県にて建物共済に加入しますので、普通火災保険の付保は不要とします。ただし、事業者の責により失火した場合に保険会社から求償される懸念があることにご留意下さい。 なお、県が加入する保険の内容は現状と同程度とし、現在の契約内容は閲覧対象資料とします（(財)都道府県会館災害共済部発行「建物共済業務の手引」及び「建物共済加入明細書」）。	6月20日公表